

市税に係る減免措置調査票

		所属名	福祉局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・固定資産税 ● 軽自動車税・事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	宗教法人又は社会福祉法人	
		条例 規則	第4条の4 第1項 第4号
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 福祉施策 (2) 支援の必要性(理由) 宗教法人又は社会福祉法人が行う福祉活動について、引き続き軽自動車税の免除による支援を行う必要があるため。		
	②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	比較4市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)のうち、3市において、財政支援として同趣旨の軽自動車税の減免を行っている。 また、大阪府において、社会福祉法人に対する普通自動車税の課税免除を行っている。 なお、障がい者に関する税制上の措置については、地方公共団体の責務でもある。 [参考] 障害者基本法(経済的負担の軽減) 第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るために、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

- 市税の減免制度を廃止し、新たな補助制度により対応するとした場合、次のように事務の煩雑化を招くこととなる。

[現 行]

- 現金の納付の手続きがなく簡便である。
- ・市税の減免の申請(対象者)
- ・減免の手続き(行政)

[変更後]

- 対象者、行政ともに、市税納付と補助金交付という二重の事務手続きが生じる。
 - ・市税の納付、補助金の申請(対象者)
 - ・市税の収納、補助金の審査、補助金の給付(行政)
(市税を滞納している者に補助金を給付してしまう恐れがあり、それを避けるためには、納税証明の提出を求める必要がある。)

- 当該減免については、対象者の要件が規則で明記され、透明性は確保されており、事務の煩雑化を伴う補助制度化によって透明化を図る必要はない。